

## 使用許諾契約

本使用許諾契約と以前に同意したサブスクリプションサービスの使用許諾契約や、以前の更新時に同意した使用許諾契約と異なる場合は、本契約が優先されるものとします。

重要 - ウォッチガードソフトウェアにアクセスする前に必ずお読みください：

本ウォッチガード製品（以下「本製品」と称す）の使用許諾契約（以下「本契約」と称す）は、お客様（個人または単一の企業体）と WatchGuard Technologies, Inc.（以下「ウォッチガード」）との間のウォッチガード製品（製品の買い替えも含みます）における法的な合意であり、本使用許諾には付随するソフトウェア、ソフトウェアコンポーネント（別途コンピューターやワークステーションにインストールされるソフトウェア、そしてウォッチガードハードウェア製品に付随する関連メディア、オンラインなどの電子文書、およびそれらに対するすべてのアップデート）が含まれるものとします。ウォッチガードは、本使用許諾契約に付属するハードウェア製品および将来の製品の買い替えに関し、本契約に含まれるすべての条件を承諾した場合にのみソフトウェア製品のライセンスを供与するものとします。本契約書を注意してお読みください。本ソフトウェア製品をインストールまたは使用することにより、お客様は本契約の条件に同意するものとします。本契約に同意しない場合、ウォッチガードは本ソフトウェア製品のライセンスを供与しないものとし、お客様は本ソフトウェア製品に関する一切の権利を有さないものとします。その場合、

- （1）ソフトウェア製品がハードウェア製品にバンドルされている場合、購入したソフトウェア製品とハードウェア製品を、支払証明とともに速やかに購入元の認定販売店に返却し、お客様が支払った金額の全額を返金する、または
- （2）ソフトウェア製品が別途販売された場合は、ソフトウェア製品のライセンスキーと支払証明を速やかに（i）ソフトウェア製品を購入した認定販売店または（ii）ウォッチガードから直接購入した場合、ウォッチガードに返却し、ウォッチガードはお客様が支払った金額の全額を返金するものとします。

### 1) 所有権とライセンス

本製品は、著作権法、特許法、その他の知的財産法等によって担保されており、これらはライセンス販売許諾ではなくライセンス使用許諾となります。ソフトウェア製品（ソフトウェア製品内のイメージ、写真、アニメーション、動画、オーディオ、音楽、テキスト、およびアプレットを含むがこれに限定されない）のすべての所有権および著作権、付随する印刷物、およびソフトウェア製品の一切の複製は、ウォッチガードまたはそのライセンサーが所有します。。ソフトウェア製品を使用するお客様の権利は、本

契約書に明記されているとおりであり、ウォッチガードは、本契約においてお客様に明示的に付与されていないすべての権利を保持します。本契約のいかなる条項も、米国の著作権法またはその他の法律または条約に基づく権利の放棄を構成するものではありません。

## 2) 使用許諾

本製品に関する以下の権利がお客様に付与されます。

- (A) お客様は、任意の単一のウォッチガードハードウェア製品を任意の場所でソフトウェア製品をインストールの上使用し、複数のワークステーションやコンピュータにソフトウェア製品をインストールし使用することができます。
- (B) ソフトウェア製品を複数のウォッチガードハードウェア製品で使用するには、使用するウォッチガードハードウェア製品ごとに、ソフトウェア製品のライセンスを購入する必要があります。ウォッチガードハードウェア製品を追加する際やソフトウェア製品をインストールする場合、前文に従い、お客様は追加ウォッチガードハードウェア製品と共に提供されるソフトウェアまたは、インストール不要のハードウェア製品を使用するものとし、かつ本契約の条項に従うものとします。お客様は、追加のウォッチガードハードウェア製品ごとにウォッチガード標準サポートサービス（またはその同等物）のサブスクリプションを契約するものとし、ウォッチガードスタンダードサポートサービスから提供されるソフトウェア製品のアップデートまたは修正版（またはその同等物）を使用するものとします。
- (C) 第2章 (A) に記載されているソフトウェア製品の展開に加え、お客様は、バックアップまたはアーカイブ目的でのみ、本ソフトウェア製品の複製が作成可能です。

## 3) 禁止用途

ウォッチガードからの書面による明示的な許可なく以下の行為を行う事を禁じます。

- (A) 本契約に規定されている場合を除き、本ソフトウェア製品または印刷物のコピーを使用、複製、改造、併合、または譲渡する行為。
- (B) 本ソフトウェア製品のバックアップまたはアーカイブコピーを本ソフトウェア製品が破損または欠陥が生じた際に交換する目的以外で使用する（または第三者にそのようなコピーを使用させる）行為。
- (C) ソフトウェア製品のサブライセンス、貸与、賃貸またはリースすること。
- (D) 本ライセンスを別の当事者に譲渡する行為、但し以下を除く
  - (i) 譲渡は恒久的であり

- (ii) 且つ、第三者の受取人が本契約の条件に同意した場合
- (iii) もしくは、お客様が本ソフトウェア製品の複製を保持しない場合
- (E) ソフトウェア製品のリバースエンジニアリング、分解または逆コンパイル。

#### 4) 限定保証

お客様がウォッチガードまたは認定販売店からソフトウェア製品を購入した日より 90 日間、ウォッチガードは以下の限定保証を行います。

- (A) ソフトウェア製品

本ソフトウェア製品は、付属する文書に準拠します。本保証に基きソフトウェア製品が動作しない場合は、唯一の排他的救済手段として、製品および問題を特定した文書を、購入日時の証明書と共に入手した正規販売店に返却し、お客様の選択で新バージョンのソフトウェア製品、または全額払い戻しのいずれかを提供します。

- 免責事項

上記の第 4 条、第 4 条 (A) および第 4 条 (B) 項に記載されたウォッチガードの保証、義務、責任、救済措置は、排他的かつ代替であり、お客様はここでその他全ての保証、義務、責任からウォッチガードならびにそのライセンサーを免責するものとし、またソフトウェア製品の不具合、故障に関するウォッチガードならびにそのライセンサーに対する明示的、黙示的、法令上のものであれその他の権利、主張、救済を放棄するものとします。およびソフトウェア製品の不具合または欠陥に関して（商品適格性、履行、取引の過程、商慣習からなる特定目的適合性、またはその非侵害性、ソフトウェア製品がお客様の要件に適合するか、無停止並びエラーフリーでの動作、義務、責任、権利、不法行為による請求や救済、過失（自発的、受動的、黙示的）かどうかに関わりなく義務、責任、権利、請求、またはソフトウェア製品を原因または寄与した損害に対する救済を含むがこれに限定されない）からウォッチガードやそのライセンサーを免責するものとします。

- 責任の制限

ソフトウェア製品に関連するウォッチガードの責任（契約、不具合、の如何にかかわらず、いかなる過失、無過失責任または製造物責任）は、いかなる場合でもお客様が製品に対して支払った購入価格を超えないものとします。これは、合意の救済が失敗した場合でも同様となり

ます。ウォッチガードは、お客様または第三者に対し、ソフトウェア製品の動作不良、不安定な動作に起因する契約（保証も含む）や不法行為（自発的、受動的、黙示的、厳格責任、過失）によるいかなる間接的損害、特別損害、偶発的損害、または派生損害（事業利益の損害、事業の中断、事業情報の損失も含むがこれに限定されない）に関し、かかる損害が発生する可能性の報告を受けていたとしても一切の責任を負わないものとします。これは、合意の救済が失敗した場合でも同様となります。

#### 5) 米国政府の限定権利

ソフトウェア製品は限定権利が伴って提供されています。米国政府または米国政府機関による使用、複製または開示は、DFARS 252.227-7013 の Rights in Technical Data and Computer Software（技術データおよびコンピュータ・ソフトウェアに関する諸権利）条項の (c) (1) (ii) 項、または 48 CFR 52.227-19 の Commercial Computer Software - Restricted Rights（商用コンピュータ・ソフトウェア - 権利の制限）条項の (c) (1) および (2) 項に規定された制限が適用されます。製造元は 505 5th Ave South, Suite 500, Seattle, WA 98104 に所在する WatchGuard Technologies, Inc. です。

#### 6) 輸出規制

お客様は、米国輸出管理法およびその下で発行された規則によって禁じられているいかなる国にも、ソフトウェア製品、文書、またはハードウェア製品を直接的または間接的に譲渡しないことに同意するものとします。

#### 7) 終了

お客様が本使用許諾および本契約の条項を遵守しなかった場合、本ソフトウェア製品の使用に関するライセンス並びに権利は自動的に終了するものとします。お客様が保有するソフトウェア製品のすべてのコピーを破棄、またはソフトウェア製品を自発的にウォッチガードに返却するものとし、お客様が所有または管理しているドキュメントを破棄します。

#### 8) 雑則

本契約は、1980年の国際物品売買契約に関する国際連合条約（改正版）を除き、ワシントン州の法律に準拠し、解釈されるものとします。これは、ソフトウェア製品に関する両社間の完全な合意であり、ソフトウェア製品に関する以前の発注、やりとり、広告または表明に代わるものであり、本ソフトウェア製品を使用することで本条項に同意するものとします。法人が本ソフトウェア製品を使用する場

合、本契約を受諾する個人は以下を表明し保証します。(A) 当該個人は本契約を当該法人に  
変わり受諾し、当該法人を本契約の条項に拘束する正当な権限を持つ; (B) 当該法人は本契  
約を締結し、本契約に基づく義務を履行するための完全な権限、法人またはその他の権利を有し;  
(C) 本契約および本契約に基づく当該法人の義務の履行は、当該法人が当事者となる第三者  
の契約を侵害するものではありません。ウォッチガードが文書にて署名しない限り、本契約の変更は有  
効にならないものとします。

本契約の翻訳は地域の必要に応じて実行されるものであり英語版と日本語版での差異矛盾があ  
る場合、英語版の本契約を適用するものとします。